

第1号議案

令和2年度 事業計画（案）

はじめに

令和2年1月に公表された内閣府の月例報告によると、「景気は、輸出が引き続き弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増しているが、緩やかに回復している。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題をめぐる動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱、中東地域を巡る情勢等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要がある。」とされています。

更に、マスコミ報道によると、「新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大が、経済に深刻な影を落とし始めている。多くの企業が製造拠点を設け、「世界の工場」と呼ばれる中国だが、人の移動や物流が制限され、経済活動の沈滞が続いており、長引けば国内生産にも影響が出るのは必至。」とされています。また、訪日外国人客の激減により、物販、宿泊、飲食での消費が大きく減少するとの見込みが公表されており、地域経済の疲弊が進まないよう一日も早い感染の終息が望まれます。

一方で、今年度には4月に京都で開催される「京都コンGRESS」や「東京オリンピック・パラリンピック」など大規模なイベントが予定されており、海外から多くの参加者が見込まれ、世界へ発信するまたとない機会に恵まれるとともに、訪日外国人客による消費の拡大で地域経済への好影響が期待されます。

こうした状況の中ですが、和装市場においては、産地の生産量が年々減少する傾向に歯止めがかからず、消費者の購買意欲も上向かず、今後も厳しい状況が見込まれます。

和装産業の厳しい現状に対して、きものの着用シーンの拡大、きものを着始めるきっかけとなるイベントやライフスタイルの提案など消費拡大、市場の裾野を広げるための取組について、「あり方検討委員会」において意見を出し合い、議論していただく中で、「和装教育の充実」を最優先で取り組むべきとして意見の集約をいただきました。

これを受けて、今年度は小学校から大学までの一貫した取組としてきものの着付け体験等の充実を図り、将来の職人育成、きものユーザーの拡大に繋げていくこととしています。加えて、若者のきもの着用のきっかけづくりや着用シーンの拡大に繋がる取組を実施することとしています。

和装業界の商慣行の改善については、改善運動を推進していく「きもの安全・安心推進会議」の取組への協力、支援を行い、長期的に持続可能な和装産業の産地振興・市場振興を共に目指していきます。

「きもの文化」のユネスコ無形文化遺産登録に向けては、文化庁地域文化創生本部との連携を深めるとともに、京都コンGRESSや京都文化芸術祭2020（仮称）、伝統的工芸品月間国民会議全国大会などの各種イベント等への参画、協賛によるきもの文化の積極的な発信に努めます。

国、京都府、京都市及び関係団体等との連携、協力を得て、きもの日をはじめ可能な機会を通じて、時宜を逸することなく和装の普及啓発に取り組んでいきます。

事業計画

1 収入の確保（61,678千円） *左記の金額は収入

収入の主なものは、基金等の資産運用益（22,591千円）、修学旅行・町家賃貸等事業収益（8,522千円）、和装文化振興基金取崩収入（20,000千円）、京都府・京都市補助金等（10,249千円）となっています。

和装文化振興基金取崩収入は、あり方検討委員会から提案いただいた和装教育の充実や若者の着用機会の創出等の財源として充当することとしています。

資産運用については、引き続き「安全かつ有利」を基本として市場の動向を注視していきます。なお、現在保有している債券の中で、本年度中に償還を迎えるものはありません。

◇ 資産の内訳

（単位：千円）

区分	額面	債券の種類				定期預金
		国公債	劣後債	仕組み債	ユーロ円債	
基本財産	22,000	20,000	—	—	—	2,000
運用財産	1,168,000	510,000	200,000	200,000	200,000	58,000
合計額	1,190,000	530,000	200,000	200,000	200,000	60,000

◇ 債券の償還時期

(単位：千円)

債券の名称	額面	購入時期	償還時期	備考
第120回20年国債	30,000	2011年11月	2030年6月	
第11回30年国債	300,000	2010年8月	2033年6月	
第152回20年国債	100,000	2015年9月	2035年3月	
政府保証第219回日本高速道路 保有・債務返済機構債券	100,000	2014年5月	2034年5月	
野村ホールディングス第3回期 限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)	100,000	2010年11月	2025年11月	2020年11月以降 早期償還あり
ロイズバンク・ピーエルシー (ユーロ円債)	200,000	2012年2月	2024年2月	
第7回三菱UFJG任意償還条 項付無担保永久社債	100,000	2017年11月	-	2028年7月以降 早期償還あり
シングルネーム・クレジット リンク債	100,000	2018年12月	2029年1月	
30年米ドル版 早期償還条項付 為替連動債 (パワー・リバー ス・デュアル債)	100,000	2019年2月	2049年2月	2022年2月以降 早期償還あり
合計額	1,130,000			

2 事業の執行

和装関連産業の振興のため、和装の普及啓発等の事業を実施します。

(1) 和装普及啓発事業 (24,340 千円)

① 「きもの修学旅行」の実施 (2,120 千円)

京都を訪れる中学校、高等学校の修学旅行生を対象に、きもの着付け体験を提供し、着ることの「楽しさ」「おしゃれ感」などを体感してもらい、市場の裾野拡大に繋げていきます。

② きもの・ゆかたレンタル事業 (1,525 千円)

関連団体や大学・専門学校、行政、公的機関等が開催するイベントに、きものやゆかたを貸し出し、きもの文化の普及を図ります。

③ 「室町きもの教室」の開催 (1,400 千円)

和装学院振興協議会の協力を得て、また、「きものステーション・京都」とも連携し、「室町きもの教室」を開講します。

④「きものの似合うまち・京都」推進事業（3,503 千円）

「きものの似合うまち・京都」実行委員会の事務局として、「京都きものパスポート」の発行等を行い、きものの着用シーンを提供します。

⑤「伝統産業の日」事業との連携（102 千円）

和装の振興を目的の一つとして開催されるクラシックコンサート「時の響」に協力し、きものの着用シーンを提供します。

⑥成人祝賀式への支援（100 千円）

知恩院おてつき運動本部が「成人祝賀式」を開催するに際し、振袖の着付けの支援を行い、通過儀礼でのきもの着用を進めます。

⑦きもの着用促進事業（15,590 千円）

若者に実際にきものに袖を通してもらい、きものが持つ魅力を体感してもらうため、京都染織青年団体協議会と連携してきもの着用体験事業を実施し、きものユーザーの拡大を図ります。

また、きもの着用シーンを提供するための事業や、きものを着始めるきっかけとなる事業の検討を進め、取り組んでいきます。

(2) 和装教育支援事業（8,831 千円）

①学校教育におけるきもの着つけ実習等の支援（7,720 千円）

小中学校や高等学校できもの着付け教室を開催し、繰り返し体験することで、きもの文化の理解を深めます。

また、小中学校での職人による実演・体験教室を開催し、職人の技の魅力を伝えることにより、将来の担い手へ繋げていきます。

②大学生着付け塾の支援（505 千円）

京都大学を中心とする学生団体「京都着物企画」が実施するきものやゆかたの着付け塾等の事業を支援し、きもの市場の裾野の拡大に努めます。

③着つけ DVD「ひとりで出来る着つけ塾」の作成等（606 千円）

自分で気軽に着る楽しさを伝え、和装に対する興味を持ってもらう DVD を作成し、希望者に販売するほか、室町きもの教室の参加者に頒布等を行い、きもの市場の拡大に努めます。

(3) 企画広報事業（505 千円）

①「きものよろず相談」事業

「きものステーション・京都」と連携し、無料で専門家に気軽に相談できる窓口を開設します。

②和装情報の発信等

財団のホームページを更新し、タイムリーな情報を提供するとともに、ホームページの更なる充実についても検討します。

③後援及び賞状交付等

和装産業の振興に資する事業について、後援等の依頼があった場合、応援します。

(4) きもの文化のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組 (2,305 千円)

①各種イベント等との連携

行政や経済団体等が主催するイベント等へのブース出展や主催者との連携などにより、取組の浸透を図ります。

②啓発グッズ等の作製

ロゴマークを活用した啓発グッズや啓発チラシ、ポスター等を作製することにより、広範な周知に取り組みます。

③賛同団体との連携

全国の226の取組賛同団体と連携することにより、全国的な周知を図ります。

④関係機関との意見交換等

文化庁をはじめとする関係機関と定期的に意見交換することにより、情報の収集に努めます。

⑤「和装（きもの文化）ユネスコ登録推進・連絡協議会」の開催

10団体で構成する協議会を開催し、新たな取組などについて検討します。

(5) 会議の開催 (100 千円)

①評議員会

定時評議員会を6月に開催します。

②理事会

決算理事会を6月に、予算理事会を3月に、また、必要に応じて臨時理事会を開催します。

③正副理事長会議

理事会の開催前のほか、必要に応じて適宜開催します。

④あり方検討委員会

必要に応じて開催します。